

熊本県環境影響評価条例施行規則(平成 12 年熊本県規則第 56 号)新旧対照表

旧	新												
第 2 章 環境影響評価に関する手続等 第 2 節 方法書の作成等 (方法書の作成) 第 4 条 (略) 2～5 (略) 6 条例第 5 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項_____とする。 (1)～(4) (略) 7 (略) 別表第 1(第 2 条関係)	第 2 章 環境影響評価に関する手続等 第 2 節 方法書の作成等 (方法書の作成) 第 4 条 (略) 2～5 (略) 6 条例第 5 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を除く。)とする。 (1)～(4) (略) 7 (略) 別表第 1(第 2 条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th><th>事業の要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 条例別表第 5 号に掲げる事業の種類</td><td> (1)～(6) (略) (7) 出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業(次のいずれにも該当する場合を除く。) ア 当該風力発電所の発電設備を新設する場所の周囲 1 キロメートルの範囲内に学校、病院、診療所、住宅、寄宿舍、下宿その他静穏を必要とする建築物が存在しないこと。 イ 当該事業が実施されるべき区域内に次のいずれかに該当する区域が存在しないこと。 </td></tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の要件	(略)	(略)	5 条例別表第 5 号に掲げる事業の種類	(1)～(6) (略) (7) 出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業(次のいずれにも該当する場合を除く。) ア 当該風力発電所の発電設備を新設する場所の周囲 1 キロメートルの範囲内に学校、病院、診療所、住宅、寄宿舍、下宿その他静穏を必要とする建築物が存在しないこと。 イ 当該事業が実施されるべき区域内に次のいずれかに該当する区域が存在しないこと。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th><th>事業の要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 条例別表第 5 号に掲げる事業の種類</td><td> (1)～(6) (略) (7) 出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業_____ (削る) </td></tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の要件	(略)	(略)	5 条例別表第 5 号に掲げる事業の種類	(1)～(6) (略) (7) 出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業_____ (削る)
事業の種類	事業の要件												
(略)	(略)												
5 条例別表第 5 号に掲げる事業の種類	(1)～(6) (略) (7) 出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業(次のいずれにも該当する場合を除く。) ア 当該風力発電所の発電設備を新設する場所の周囲 1 キロメートルの範囲内に学校、病院、診療所、住宅、寄宿舍、下宿その他静穏を必要とする建築物が存在しないこと。 イ 当該事業が実施されるべき区域内に次のいずれかに該当する区域が存在しないこと。												
事業の種類	事業の要件												
(略)	(略)												
5 条例別表第 5 号に掲げる事業の種類	(1)～(6) (略) (7) 出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業_____ (削る)												

	(ア) <u>自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域</u> (イ) <u>自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域</u> (ウ) <u>都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区</u> (エ) <u>絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区</u> (オ) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区</u> (カ) <u>特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域</u> (キ) <u>都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域</u> (ク) <u>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域</u> (ケ) <u>熊本県立自然公園条例(昭和 33 年熊本県条例第 45 号)第 6 条の規定により指定された県立自然公園の区域</u>		
--	---	--	--

	(コ) <u>熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 11 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第 19 条第 1 項の規定により指定された緑地環境保全地域、又は同条例第 23 条第 1 項の規定により指定された郷土修景美化地域</u> (サ) <u>熊本県景観条例(昭和 62 年熊本県条例第 7 号)第 2 条第 3 項に規定する景観形成地域又は同条例第 2 条第 4 項に規定する特定施設届出地区の区域</u> (シ) <u>熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 19 号)第 34 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区</u> ウ <u>当該事業が実施されるべき区域内に文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡、名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断できるものに限る。)若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)又は同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観が存在しないこと。</u> エ <u>当該事業が実施されるべき区域内に熊本県文化財保護条例(昭和 51 年熊本県条例第 48 号)第 35 条第 1 項の規定により指定された熊本県指定史跡、熊本県指定名勝又は熊本県指定天然記念物(標本及び動物又は植物に種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。)が存在しないこと。</u>		
--	---	--	--

	オ <u>当該事業が事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとることが確実であると見込まれるものとして知事が認めるものであること。</u> (8) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業<u>((7)のアからオまでのいずれにも該当する場合を除く。)</u> (9)・(10) (略)		(8) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業_____ (9)・(10) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
8 条例別表第8号に掲げる事業の種類	(1) (略) (2) 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)第25条第1号に規定する指定地域(以下「地下水保全地域」という。)における土地区画整理事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。)となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。)による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域(最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。)の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。) ア～ケ (略)	8 条例別表第8号に掲げる事業の種類	(1) (略) (2) 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)第25条第1項に規定する指定地域(以下「地下水保全地域」という。)における土地区画整理事業である事業((1)に掲げる要件に該当するもの及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項において「活動実施者」という。)となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」という。)による実施に係る部分に限る。)に該当することが確実であると見込まれる場合)として知事が認めるときを除き、地下水保全地域における施行区域(最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。)の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。) ア～ケ (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

